

ビザンツにおける「条件的土地保有」

——十一・二世紀を中心にして——

米 田 治 泰

【要約】 聖俗貴族の大土地所有とそれにもとづく小土地所有農民の隷属化は、十一世紀ビザンツにおいて、もはや国家の阻止しえざるものとなっていた。十一世紀末に成立したコムネノス朝は、それ自体、小アジアの軍事貴族であり、他の「同等者」の利益を無視することは許されなかった。ここに、レーンの結合を構成するというよりはむしろ皇帝による恩賞行為に近いのではあるが、皇帝と貴族の結合、前者の後者把握を可能ならしめるべき一種の「条件」が生起した。それは手短かにいえば、国家による「一定数量の農民、国税収入の贈与・移譲」であるが、単なる好意を越えて、国家の必要、特に軍事的な必要を充分させる意図も持っていた。我々はこの「条件的土地保有」をプロノイアに、さらにはアリスモス、カリストイキアに見るのであるが、それらの具体的内容、実体をどう理解するか。「ビザンツ封建制」は屢々、アウトブラギア(自発的徴税権)から構成されるといわれ、この点からいっても、条件的保有は少なからぬ意味をもつのであるが、そこに生ずる領主・農民関係はどうであったか。本稿は、こうした問題に若干の考察を加えんとしたものである。

はじめに

近年著しい進展を見せているビザンツ社会経済史研究の重要なテーマの一つに「ビザンツ封建制」の問題があるが、これは帝国の基本的性格の理解と密接に関連しているだけ

に、とりわけ重要である。すでに帝政ロシアのビザンチニストはこの問題に手がけていたのであるが、周知のG・オストロゴルスキーが、ビザンツ帝国の内部的発展のうちに封建制を位置づける試みを行つて以来、問題の所在は明確^①となった。かれ及び一連のソヴェトの研究者達は、十世紀

頃から顯著となり、帝国末年に頂点に達する大土地所有、

農民隷属、イムニテート特権の進行に注目し、末期ビザンツ社会と西欧封建社会との間には、社会経済的側面においては、何の相違もないとした。さらに、かれらは十一世紀以降問題となるプロノイアに封土を認め、皇帝——プロノイア保有者の關係に実質上のヴァサリテートを見ようとした。^③

他方、P・ルメルルを中心にしたフランスのビザンチニスト達——F・チリエ、N・G・スボロノスなど——は、帝国における「古代国家」(l'état ancien)を強調して、「ビザンツ封建制」を否定する。^④ローマ帝国の伝統をうけついで、国家の超越的権威、中央集権的官僚体制が厳存し、公益の觀念がつよく残っているビザンツには、西欧に見られる人格的隷属關係の優勢とかバン権利の重要性とかは殆んど認められず、ましてや、政治的領域に及ぶ封建制は無縁の存在であったというのである。かれらにあっては、封建制は、「カロリング王国の分解から生れた」社会構成、つまり国家主権の地方分散、世襲封建領主への敗北と考えられており、オストロゴルスキーなどとは問題視点を全く異

にする。

我々はここで、封建制そのものを問題にする余裕はないが、ごく常識的にいって、ビザンツには、語の厳密な意味で、封建制はなかったといつていいかもしれない。すべては、ただ一人カリスマ的皇帝から発しており、封土に対比せられるプロノイアも、実をいえば、レーンの結合を構成するといふよりは、皇帝による恩寵行為に近い性格のものであった。^⑤ビザンツ人民と皇帝の間では、二、三の特殊な場合を除いて、ホマージュもなく、人民はいつでも、皇帝の「奴隸」と觀念されていた。

しかし、名目はともかく、現実にかうした国家理念、国家財政的関心 *raison d'Etat* は、どこまで有効であったらうか。「十一世紀頃には、實際上すでに、キリストの代理者が治める世界帝国という理念、その内部的反映としての、国家の全部門の皇帝への直結は、時勢おくれのものとなっており、古代世界の単一性に代つて、複数性の時代——国家・文化の複数、小専制君主・封建豪族の簇生の時代——がはじまっていた^⑥」といわれる。私的領主による国家大権の侵犯・占取という意味での封建的傾向は、小アジアにおいて

も、バルカンにおいても顕著であった。これに加えて、十一世紀末からは、十字軍運動が、それまでビザンツ世界の知らなかった封建的諸関係を東地中海に紹介した。

我々は、本稿において、十一・二世紀を中心に、こうした封建的傾向と、他方国家財政的関心という、理念的に異った二つの方向の接点に注目し、そこに現われるところの「条件的土地保有」について若干の考察を加えたいと思う。公的権威より発した恩寵行為・護歩によりつつ、皇帝が聖俗貴族を直接的に把握し、自己に結びつけようとしたとき、いかなる条件、制限を保持せんとしたのか。我々はこの条件的保有を、プロノイア、アリスモス、カリストイキアに見るのであるが、それらの意味、実体はいかなるものであったのか。これらが当面、我々に課せられた問題でもある。

① G. Ostrogorsky, *Pour l'histoire de la féodalité byzantine*, Bruxelles, 1954. [以下 Feodalité, 略す]

② Id., *Quelques problèmes de la paysannerie byzantine*, Bruxelles, 1956; *К истории иппуриера в Византии (Византийский Временник [ВВ.] XII, 1958)*; B. П. Лопухов, *Подвизантинский феодализм*, Москва [М.], 1962; A. П. Каздан, *Аграрные отношения в Византии XIII—XIV вв.*, М., 1952; П. П. Титарин, *Ботаника и Византия в XI—XII*

Br., M., 1960. 渡辺金一氏も大体この見解をとる。「ビザンツ帝國における封建制の問題」(『歴史学研究』二四二号、昭和三年)他参照。

③ P. Lemerle, *Études pour une histoire agraire de Byzance* (Revue Historique, CCXIX et CCXX, 1958); id., *Recherches sur le régime agraire à Byzance: la terre militaire à l'époque des Comènes* (Cahiers de Civilisation Médiévale, II, 1959); F. Thiriet, *La Romanie vénitienne au Moyen Âge*, Paris, 1959; N. G. Svoronos, *Recherches sur le cadastre byzantin et la fiscalité aux XI^e et XII^e siècles: le cadastre de Thèbes* (Bulletin de Correspondance Hellenique, LXXXIII, 1959).

④ F. Thiriet, op. cit., p. 110 sq.

⑤ F. Däger, *Der Feudalismus in Byzanz* (Studien zum mittelalterlichen Lehnswesen, hrsg. von Th. Mayer, 1960), S. 192.

⑥ R. J. H. Jenkins, *The Byzantine Empire on the eve of the crusades*, London, 1953, p. 20.

時代の社会的背景

条件的保有の考察に入る前に、それらを生み出すこととなる時代の社会的背景を瞥見して置きたい。

七十世紀の中期ビザンツ社会の基礎が、自由村落にあ

つたことは、それが国政上の関心から出た七世紀皇帝の改革の結果であれ、スラヴ人入植に伴う社会的変動の結果であれ、一般に広く認められている。この時期には、末期ローマを特徴づけた大土地所有制の役割が著しく減少し、コロスに代つて自作小土地農民が優勢となった。かつてのメトロコミアにつながる自由村落は、私有原理に立脚しながら、同時に、共同の利益のために結束された小土地保有者の複合体として、単に財政・行政上のみならず、社会的、軍事的に国家の支柱となった。辺境兵制に做つて、テマ

themata に分たれた属州は、軍・民事両権を掌握した長官が治め、農民は、時到来れば兵士として出陣した。従つて、

「農民の土地保有は国家の二つの必要、即ち国家に税をもたらし、軍事義務を果すという必要を充たしていたのである」^①。しかし、時とともに、農民間の財産格差、農民と兵士の分離、高官職世襲によるその貴族化の傾向が強まってきた。十世紀はじめのレオン六世の『タクチカ』には、兵士は、国税と裁判手数料を除いて、他の国家義務を免除されたとあり、他の史料も、かなりの数の長官と兵士が完全な免税を享受し、私従者をかかえていた旨を伝えている^②。

また、ニケフォロス・フォカス帝が、軍事保有地の最低額を、4リトルから12リトルにひき上げたことは、兵士層の中から *cataphractus* なる重装騎兵を抽出させることになった。十一世紀の軍隊は、史家スクリツェスによれば、貴族 *επιμνηστευοι*、富裕兵士 *πρυτανιστευοι* 及び群衆であつたというが、これは右のような事情の帰結だといえよう。他方、兵士の中には、その義務負担から零落するものもあり、かれらの保護、救済が繰返し新法の対象となった。

共同体を直接支配して、いうならば古代的國家の再編成をはかったマケドニア朝皇帝は、租税の連帯責任制を強化し、村落構成員に土地の先買い権を与えて、外部有力者の村落内浸透を阻まんとした。だが、これは充分成功せず、逆に、村落内に有力者の成長するのを助けることにもなつた。かれらは、「クラスマ」を吸収して所領を形成し、援助と保護によつて *επι των θρακικων και κυλιδικων* 農民と私的保護関係に入つた。九六六年バンレウス二世の新法には、はじめ同一村落民とともに地租を負担して、かれらと少しも異らなかつたのに、次第に高官職につき、「今や村落全

体を領有し、それに自己の名を冠せて私有地にしてしまつた」ものが見えており、「そのような身分の変化は毎日のように起つた」といふ。^⑤小アジアには、わけても巨大豪族が現出し、強力な軍勢力を擁して、国家に安全と同時に危険をもたらしてゐた。Phocas, Maleinos, Skleros, Kurkuas 家などはその代表である。

他方、修道院もこの頃めざましい興隆を見た。首都ヤテサロニケ周辺、アトス半島、小アジアなどには幾多の修道院が建立され、土地集積が進んだ。「毎日かれらは一千プレートルの土地を獲得することに努め、贅沢な建物を建て……世俗生活と少しも違わぬ生活を送つていた。」^⑥有力な大修道院は、農民の寄進をうけるだけでなく、次々と小修道院を吸収し、さらには、その小修道院の位置する村落そのものを併せようとした。右の九九六年新法は、村落破壊の責任の一半が修道院にあることを指摘して、次のように述べている。

多くの村で次のようなことが起つていふという。農民のたれかが、自分の住む土地に教会を建て、同一村落民の同意を得て、教会に自分の持分地を譲り渡し、自ら修道士となり、死ぬまで

そこに住みついた。これと同じことをするものが現れ、二人、三人とそこに集まつた……かれらの死後、当地の天主教や主教は、教会を没収して修道院と呼び、それを自ら保持するなり、贈物として有力者に与ふるなりして、村落を傷け完全に滅ぼしてしまふのである。^⑦

この新法に先立つて、修道院の土地拡大を禁じた新法(九三五年、ロマス・レカベヌス帝)、寄進による土地獲得と新修道院設立を禁じた新法(九六四年、ニケフォロス・フォカス帝)^⑧があつたが、いづれも殆んど効果をあげることはできなかつた。十世紀末、アトス山はすでに三千の僧を数えたというし、その中心のラウラ修道院(九六三年建立)の土地兼併の様子は、数少い史料からも明瞭である。さらに、皇帝自身が、正教の擁護者として、またアトス修道院の影響力を考慮して、多額の年金授与、土地・農民の下賜を行つたことも注目に価しよう。

要するに、十世紀ビザンツは外への拡大と同時に、このような聖俗大土地所有者の内での拡大によつて特徴づけられるのである。この趨勢を押し止めるべく、最大の努力を払つたバシレウス二世(969—1025)の敏腕と不撓不屈の決意

を以つてしても、時の流れを逆転させることは不可能であつた。

かれの死後約半世紀は、首都貴族と属州軍事貴族の間に、国政のイニシアチブをめぐつて激しい抗争があつた。軍事力増強の必要を理解し、土地没収をも辞さなかつたイサイアク・コムネノス帝の短い統治を除いて、他の皇帝は、極力軍事勢力に反対し、首都の文官貴族・財政金融業者、都市近郊の大所領主らを支持する政策をとつた。かつて叛徒スクレロスは、バシレウス二世から皇帝権安定の道を問われ、「軍隊に関係するものが容喙することのないように、かれらに私財を残させず、不正な課税によつてでも枯渴させることが肝要だ」と答えたが、今の政策はこの言葉に従つたかのようであつた。「ローマ支配下の殆んどすべての貢税納入者の、兵士としての幸福は無視せられ」、^⑩「兵士の中にには武器を棄てて、弁護士や法律家になるものが多かつた」という。トルコ・ノルマン・マジヤールなどの圧迫を前にしながら、断食と祈禱に国家の安全を託していたこれらの皇帝が、マンツィケルト、バリに破れ、小アジアの軍事貴族アレクシウス・コムネノスに圧倒されてしまふ（一

〇八一年）のは、けだし当然の成行きであつた。

国家権力の衰微に伴い、旧来の大所領主は一層勢力を強め、また中央の代理者として地方にあつたものの中には、世襲在地化して、「私人」*ἰδιωτικὰ τοῦτοῦτα* = 領土化するものが多かつた。巨額の富をもつて、私的に修道院を設立し、多数の私兵、隸属農民を擁しているものや皇帝から租税免除、土地下賜の特権を与えられたものも多い。私兵をたのんで *πλευρά τοῦ ἱερατοῦ λαοῦ διόλου ὀκνοῦ μετὰ τῆς ἰδιωτικῆς ποσῆσθαιον*、王位篡奪を謀つた nobilissimus Constantinus proedros Theodosius、大所領を有してつた Michael Ataleiates, Constantin Leichudes, Andronic Doucas, Eustathius Boilas らはよく知られてゐる。^⑪

修道院も、一〇二五—一八一年には、諸皇帝が軍人でなかつたこともあつて、多数の財政上の賜与、イムニテートをうけ、大土地所有、農民隸属進展の一方の荷い手となつていた。

こうした推移の中で、コムネノス朝が成立したことは、軍事的大土地所有貴族陣営に決定的な勝利をもたらすことになり、逆に、都市貴族層は、ヴェネチアに対する完全な

自由貿易の認可によって、大きい打撃をうけた。大都市の輝しい文化にかくれつつも、今や農村が経済活動において支配的な地位を占めることになり、テマの細分化とともに、農村を支配する勢力が都市にも力を及ぼす形勢となつてきた。勿論、コムネノス朝も、従来の諸朝と同様に、中央集権的国家を志向しており、そのために、例えば、貨幣改鑄・新税賦課・土地台帳の改訂などを行い、徴税請負制も強化している。それは「貧民のひどい破滅によって金を集めた」^⑮と非難されるような徹底した収奪であつた。しかし、聖俗領主の勢力と影響力を無視するには、弱小にすぎ、「有力なるもの一人」とそれほど違わなかつた同朝皇帝は、かれらの利益を考慮し、さらには、それを代弁・擁護せざるを得なくなつた。恩賞や譲歩が頻繁に行われたのは、このために他ならない。すでに、アレクシウス帝(1081—1118)は、マケドニア・トラペズンドに一族功臣を分封し、Leon Kephalas, Gregory Paclunianos らには、異常なほどに広汎な特権を与えていたが、マヌエル・コムネノス帝(1143—1180)の時代になると、それが一層大規模に行われた。肥沃な土地は農民ともども、卑しい身分のものにさえ

贈られ、「集められた金は国庫に溜らず、修道院、教会などへの贈物の形で浪費され、また、いろんな種族、とくにラテン人のポケットを一杯にしていた」^⑯という。ここに到つて、大土地所有、農民隸属は、単に私法的な利害を越えて、多分に国政的な性格をもつようになり、条件的保有のもつ意味が大きくクローズ・アップされるようになったのである。

なお、我々が、ここで「条件的土地保有」と呼ぶものは、実をいえば、限定された量の国税への権利の保有を意味しており、実際の土地への権利ではない。従つて、それは、世襲・譲渡・売却の自由な、いわゆる完全所有 *esquearationu* *zakova* とは、はっきり区別されるものであり、原則的に、国家権力から切離されたり、完全な支配権を委譲されたりしたものではない。成程、末期ビザンツでは、条件的保有も「時効で消滅しない永遠の所有物」と化していくが、それは国家の主張していた制限、条件が失われていったからで、出発点において既にそうであつたわけではない。

かかる前提に立つて、我々は以下、条件的保有を検討しよう。最初に取上げるのは、アリスモスと呼ばれるもので

- ① 大正三十四年イフクキ・シキヤクキ按⑤譯註。Jus Graecoromanum [Jus.], III, p. 234, sq. (éd. Zacharise von Lingenthal)=Оборник документов по социально-экономической истории Византии [Оборник документов.], М., 1952, стр. 156-7.
- ② Тактика, IV, 1. (J. P. Migne, Patrologiae cursus completus, Series graeca [P.G.], XVII, col. 672, sq.)
- ③ См. А.П. Калждан, Деревня и город в Византии IX—X вв., М., 1960, стр. 158-9.
- ④ Cedrenus, supralatae opera, Bonnae, II, p. 625.
- ⑤ Jus., III, p. 310=Оборник документов., стр. 163-4.
- ⑥ Ibid., p. 293; см. К. А. Осипова, Развитие феодальной собственности на землю и закрепощение крестьянства в Византии X в. (ВВ., X, 1956), стр. 70.
- ⑦ Ibid., p. 313.
- ⑧ Cf. P. Charanis, The Monastic properties and State in the Byzantine Empire (Dumbarton Oaks Papers, IX, 1949), pp. 55-65.
- ⑨ Michael Psellus, Chronographia, I, 19 (éd. E. Renauld, Paris, 1926).
- ⑩ Michael Attaleiates, Historia, Bonnae, p. 77.
- ⑪ Cedrenus, op. cit., II, 652.
- ⑫ I. I. Литвадин, Улы и Какамен, Амор «Органинона»

феодалов? (Византистике Очерки, М., 1961), стр. 221, 235—36; S. Vryonis, Jr. The will of a provincial magnate, Eustathius Boilas (Dumbarton Oaks Papers, XI, 1957), p. 263 sq.

⑬ Nicetas Choniates, Historia, Bonnae, p. 300. (übersetzt von F. Graber, Byzantinische Geschichtschreiber, VIII); см. Литвадин, Налоговая политика в Болгарии (ВВ., X, 1956), стр. 90-2.

⑭ Макен・Маномарисは「ノルマン人の進攻からカリマサを告げた戦功を以て」一〇八二年から七年間に四度の下賜文書をうけつゝゑ「スタリマンヌは Васково に修道院を建立したが同修道院法規に記された五〇以上の贈与記録は「五年ばかりの間」の「マカセツ」I. I. Литвадин, Болгария и Византия., стр. 97-100, 133-134.

⑮ Nicetas Choniates, Historia, p. 266.

条件的保有の美体

1. トリキヒキ

アリスヒキ *ἀριστός* と云ふのは「数」を意味するギリシヤ語普通名詞であるが、我々は今これを「修道院」教会に就いて多く行われたところの「一定数の農民(「ノイコイ」)の贈与および彼らの負担した国税の移譲と理解することこ

しよう。

既に述べたように、十世紀以降、大土地所有と小農民の零落が進展し、有力者の所領に、隸属農民として移り住む農民が多くなった。勿論、国家はこの動きを阻止せんとした。だが実際に有力者の土地集積や農民の流出を抑えることは不可能であつた。そこで、国家は、土地問題では譲歩するが、国家の必要を充足させる農民の減少を最小限に食いとめんがために、私的領主の保有する農民数を厳しく制限し、その数に少しの変更も認めぬという態度をとつた。そして、この態度は、また国家が好意のしるしとして、聖俗領主に農民を与える時にも保持されており、その農民数は、記載の額を越えてはならぬものと考えられていた。^①

農民贈与 *δωρεά τῶν τραπεζῶν* が史料の上で確認されるのは、十世紀の中葉からで、我々の知る限りでは、九四五—六六年、コンスタンチン七世がテサロニケの一修道院に対し、非課税農民 *ἀτελεῖς κτῆνορες* 三二六人を贈つたのが最初である。^② 帝は、修道院の土地拡大を禁じた九三五年新法を再確認した人であるが、農民の贈与を広く行っており、右の他にコロブロー、「アトスの」修道院に各々二〇、七〇人の非

課税農民を与え、聖アンドレ修道院(テサロニケ)には一〇〇人の農民 *κτῆνορες ἀτελεῖς, δωρεοκτῆνορες* の保有を承認した。さらに、レオンティア修道院(アトス)に対しては、三六戸のイクスクセイア・オイコイ *ἐκκλησιαστικῶν οἰκῶν* を割当てた。^③ コ七世を継いだロマヌス二世、ニケフォロス・フォカス帝も有力修道院に対する農民贈与をつづけ、時に農民を修道院の完全な支配下に置いたりした。^④ 聖俗貴族の土地拡大を阻止せんとした最後の皇帝バシレウス二世もまた例外ではなかつた。かれはラウラ修道院に二五戸のイクスクセイア・オイコイを、僧トルニキオス(イヰェロン修道院建立者)には一六〇人の国家農民 *δημοτικῶν κτῆνορες* と四〇人の非課税農民とを与えているのである。^⑤

十一世紀に入ると、農民の贈与は一層多くなり、かつての贈与も度々再確認された。キオス島ネア・モネー修道院は、一〇四四年、コンスタンチン九世の黄金文書によって、すでに保有していた農民 *τῶν πρὸ τραπεζῶν ἀτελεῖς κτῆνορες* や不動産の国税免除(イクスクセイア)に加えて、二四人の非課税農民を贈られ、さらに四九年には、同島にいた十五戸のユダヤ人について、その国税を譲りうけた。^⑥ 同じ頃、

イヴェロン修道院は、国家農民と非課税農民の贈与と免税 *δωρεάς τε καὶ ἐκκλισίωνας... παροίκων δὸνῳματικῶν τε καὶ πτωχικῶν ἀρετῶν* を享けたといわれており、ラウラ修道院も先にコ七世から贈られた一〇〇人の農民に加えて、同数の *τοῦ ἐπεὶ δωρεῶν παροίκων* パロイコイとドウロパロイコイを与えられた。^⑥

アレクシウス一世の登局にはじまるコムネノス朝時代にも農民の贈与は続けられた。同朝皇帝は、ふつう反修道院政策を強力に推進したといわれているが、その十分な論拠はない。史料上の制約から確たることをいうわけにはいかないが、むしろ、増加の傾向にあったと思われる。アレクシウス、マヌエル帝が軍人であったことと関連してプロノイアが発展し、アリスモスとプロノイアの一体化が進んだことがその原因であろう。ただ、両帝の農民贈与で、その実際の記録が残されているのはごく少なく、次のものが知られているにすぎない。

アレクシウス帝——マケドニアの聖母修道院（非課税農民一人）、パトモス島の聖ヨハネ修道院（同一二——これはマヌエル帝によって確認された）。^⑦

マヌエル帝——ケルキラ教会（同一〇〇人、教会奴隸三〇、家僕五四）イサイアク、アレクシウスら後継者が確認）。^⑧

以上、我々は農民贈与の具体例を追ってきたわけであるが、これらが行われたのは、何といつても、皇帝の好意、寛大のおかげであった。というのも、この寛大さは、修道院に、かれらの保護者が皇帝であり、総主教以下一切のものはいせんその競争相手でないことを信じさせる効果をもっていたからであった。そして実際に、この措置によって、修道院の労働力が確保され、ひいては国税の正常な徴収が可能となったのである。（ニケフォロス・フォカス帝の新法が述べているように、当時の修道院は、一体に、労働力不足に悩まされており、かなりの土地が放置されていた）。^⑨ ただ、その場合、問題となるのは如何なる労働力が供給されるかであって、ここに下賜の対象となった農民の地位が問われねばならない。

これは直ぐに気つくことであるが、私的領主に贈られた農民は、その位地から二つの範疇に分つことができる。一つは非課税農民 *ἑκκλισίωνας ἀρετῶν* と呼ばれているものであり、他は国家農民、ユダヤ人、イクスクセイア・オイコ

イなどである。

はじめの場合に問題となつてゐるのは、共同体の解体や経済的破滅から出れた、「国庫の与り知らぬ農民」*ἡ ἀνεπίστατος ἀνεπίστατος* で、ある文書は、これを定義して、「自分の土地をもたず、国税負担、兵役・駅逓の義務、その他に従われない農民」*ἡγε τῆν δάταν ἐξόρτων... ἡγε δημοσίῳ ἡγε στρατιῆς ἢ θαλάσσης κατεσκημένους... ἐστὶν ἐπιδικαστικῶν λειτουργημάτων βεβαρημένους* といつた。^② 「よその」(ἐξουί)とも呼ばれてゐた彼らは、實際上、国家から見て何の役にも立たない農民であり、国税台帳から抹消され、ヴァガボンの新生活を送つてゐた。非課税農民の贈与とは、厳密に言えば、こうした農民を自己の領地に導き入れる権利の賦与であつて、決つた数(アリスモス)の農民については、国家は一切の権利を放棄した。だから、新たに迎え入れられた農民は、私的領主の土地台帳に組込まれるとともに、完全な支配をうけ、領主の好きな所に住まわされたりすることもあつた。出ることなら、国家は下賜の対象をこれら非課税農民に限り、その数も最小限におさえたいと希つた。現在こそ国家との関係が切れているが、かれらも潜在的労働力であることに

は違ひなかつたからである。しかし実際には、今、国家と直結して、国税納入、国家奉仕を行つてゐるものも贈与されてゐた。国家農民、ユダヤ人が各々イヴュロン、ネア・モネー修道院に贈られたこと、イクスクセイア・オイコイがレオンティア、ラウラ両修道院に与えられたことは右に見たとおりである。こうした農民の喪失は、非課税農民の場合とは違つて、直接、少なからぬマイナスをもたらしつものであり、国家は、その数について、殊に強い統制力を保持せんとした。そして、理論上、贈与された農民に対する権利を失つておらず、かれらの支払つてゐた国税を私的領主に委譲したにすぎないのだと見た。キオス島のユダヤ人やイクスクセイア・オイコイは今後、国庫ではなく修道院に納税の義務を負うことになつた *τελεῖν ἴπτο τῆν κοινήν ἐκκοσμήμενος... ἐν τῇ καθ' ἑαυτοῦς τελούσας λαμβάνει* が、かれら自身は国家と完全に関係を絶つたわけではなかつた。後に、聖ヨハネ修道院がレムノス島に二三人の国家農民 *τῶν ἐκ τῆς κοινῆς τῆς ἐκκοσμητικῆς κοινότητος* を与えられたときも同様で、修道院が得たのは、農民の負担してゐた三四ヒュペルペラの国税と播種時におけるかれらの賦役労働 *ἐργασίαι*

だけであつた。^⑩

農民贈与と、それに伴う国税移譲は、こうして、文書に記された一定数のものに限られており、余分はすべて国税台帳に登録しなおされ、再び義務を負担することになつた。一一七五年、聖パウロ修道院（ミレトス近郊）では、テマ長官の命により、農民の保有状態が調査されたが、その命令と報告は実に明快に、こう述べている。「もし修道院が文書に従つて、当然もつべき数の農民を有していると認められたなら、修道院にこれまでどおりの保有を認めよ。さにあらざれば、（余分のものを）国庫に移すべし。」——「すべての農民が修道院の所属ではないことが分つた。だから、かれらのうちの少なからざるものは国庫に結びつけられ、国庫の台帳に登録されることになつた。」^⑪この他、アリスモスの殿守は農民死亡の場合に問題となつた。が、普通これには、「外からではなくて、修道院に与えられた農民の子孫から補充される」という原則が適用されたようである。修道院の側からいっても、国家の側からいっても、これが最も簡単で、しかも安全な方法と考えられていたからであつた。聖母修道院への勅書の中で、マヌエル帝も、

「朕は、貴院がすでに下賜せられた（*Donations*）十二人の農民を、数変えることなく保有することを望む。（この数は）かれらの死後、子供達によつて補充されるべし」といつてゐる。^⑫

かかる国家の厳しい制限にもかかわらず、修道院の新農民獲得は着実に進められていつた。度重なる調査や再登録の試み自体、すでにそれを物語るものであるが、マヌエル帝の大規模な聖俗領主への特権下賜がさらに拍車をかけた。かれは親西欧政策をとるとともに、プロノイア下賜を一般化し、それと表裏一体をなす農民贈与を広く行つたのである。^⑬勿論、かれも労働力確保には強い関心をもつており、修道院に保有農民数の明示を求めたり、「神が欲するだけの」（*Secus ac Deo conyugi*）農民を移し入れたいとの要求を断つたりしている。また、「修道院は土地・農民を、今日もつて以上を増やすことはできない」とも定めている。しかし、注意せねばならぬことは、アリスモスが、あくまでも公的なもので、私的領主間の横の、私的な農民授受には関与しないのだということである。この点を考慮しなければ、アリスモスの現実を完全に理解することにならない

であろう。加之、マヌエル帝は、「修道院財産は、たとえ徴税官の調査によって、国家の主張すべき余地があると判明しても、不可侵である」と宣言した³⁴⁾。これは結果的に、私的な農民授受を放認することになり、国家の統制力を弱める働きをした。これ以後、修道院の現有農民数がそのまま承認されることが多くなり、十三世紀初頭には、「よそもの」が無制限に移し入れられたこともあった。

次に、我々は、農民贈与における領主・農民関係にふれておこう。非課税農民の場合から見ると、ここでは領主の完全な農民支配が認められており、例えば、ラウラ修道院は新に迎え入れた農民を好きな所に住まわすこともできた。(Serdicae³⁵⁾ *κατὰ τοὺς χωρικοὺς ἐν τῷ τότῳ βουλῶν*)。一一〇六年、聖母修道院へのアレクシウス一世の黄金文書はさらに明瞭に、この関係を伝えている。そこには、十二人の農民は「修道院に奉仕 *καθ' ἑαυτοὺς* して、他に主人をとってはならず、*ἀπόβια ἐσπου δευτέρῳ ἐπιτηδωκότρεις*」³⁶⁾ 逆に修道院は、かれらから「いかなる利益を得てもよい」とされているのである。要するに、自分の土地をもたず、国税を免除され、従って「自由」であつた非課税農民は、

修道院所領に定着すると同時に、土地を貸与されて、*νεοεπαράτοι* (一ペアの牛とそれに見合う土地を有する農民) に転化し、一般国税の形態と量に準拠した地代を領主に負担することになったのである。これに対して、国庫農民などの贈与の場合には理論上、人格的隷属は起りえないことであつた。史料の制約から、ここでの領主・農民関係はよく分らないが、それでも農民の土地所有権に変化が生じないことは確かである。かれらは国税支払の相手を変えただけであつたから。しかし実際には、非課税農民贈与において見られたのと同様な領主収奪をうけたと考えられる。領主から見れば、移譲された国税の額は、これ以下には下らぬという最小限のものであつて、これを超えることは普通であつた。史家ニケタス・コニアテスの言葉を借りるなら、「*ὡς* わゆる農民の贈与によつて *ταὺς ἀετολέτας τοῦ Παπολίκου οὐρανοῦ*、これまで国家を主人にしていた属州住民 *τοῦ θηλαίου Νάλας δευτέρῳ κατότρεις* は隷属民に変わり、……奴隸のよう³⁷⁾に軍人に仕えねばならなくなつた *ἐπιτηδωτοὶ ἐν οὐρανῶν*」のである。この言葉は後述の如く、プロノイア下賜に言及したもので、ここにアリスモスとプロノイアの一

体化を窺い知ることができるとともに、両者に共通して起ったところの、国税への権利から農民支配権へという発展の様子を読み取ることができると思われる。

以上のところから、アリスモスは修道院、教会をばには俗人に対して行われた一定数の農民の贈与であり、(国家に直結している農民の場合には)その負担国税の移譲であることが分った。また、これが修道院等の荘園経済を可能にした道の一つであることも明らかになったと思う。十一・二世紀にはアリスモスの厳守は一応、有効に行われていたが、次第次第に国家の統制力が減退し、私的領主の優越と農民隷属化が進行していくことになった。

① G. Ostrogorsky, *Quelques problèmes de la paysannerie byzantine*, p. 25, sq.

②—⑤ P. Lemerle, *Esquisse pour une histoire agraire à Byzance* (*Revue Hist.*, CCXX), pp. 72-82; F. Dölger, *Ein Fall Slavischer Einsiedlung in Hinterland von Thessalonike in 10 Jhrht.* (*Sitz. Bayer. Akad. Wiss.*, Phil.-Hist. Kl., 1952, H. 1), S. 7-8. ミレウス二世は「その他」オトリダ大主教にシシリオンを発し、大主教及びその監督下の主教が、若干の国税免除を享けたパロイコイ、クレリコ、パロイコイを「一四一八〇人の幅の中で適当にもつことを許した」(P. J. Липавин,

Богария и Византия., стр. 73-77.

⑥ P. Lemerle, *ibid.*, p. 80.

⑦ Actes de Laura I, éd. G. Rouillard et P. Collomp, 1937, n° 31; G. Ostrogorsky, *op. cit.*, p. 28.

⑧⑨ G. Ostrogorsky, *ibid.*, pp. 29-32; cf. M. G. Platon, *Observations sur le droit de portance en droit byzantin*, Paris, 1906, p. 51, sq.

⑩ Обобщит документов., стр. 256.

⑪ Так же, стр. 181-3.

⑫ P. Lemerle, *op. cit.*, p. 80.

⑬ イクスタセイム・オノイは「最も難解な農民範疇で、ははつきりしない。非課税農民、奴、僕とは峻別され、国家農民とも違ふところからすると、特殊な奉仕を行うことによつて一般の義務を免せられた国家直結の農民であろう。См. А. П. Касьян, *Эксплуатация и эксплуатация в Византии X-XII вв.* (*Византийские Очерки*), стр. 187-191.

⑭ Это же, *Аграрные отношения*, стр. 101-4.

⑮ Miklosich-Müller (MML), *Acta et diplomata graeca medii aevi*, VI, p. 317.

⑯ MML, IV, p. 11: *ὄντ ἀκτύου τῶν τῶ δημοσίῳ προσεσφύσαμεν, καταρπαζόμενοι τοῦτοῦ εἰ τοῦ δημοσιακοῦς πρακτικοῦς*; cf. G. Ostrogorsky, *op. cit.*, p. 32.

⑰ Actes de Laura I, n° 31: *ὄντ ἀλλοθεν ἀνεπαρκοῦσατα ὄψεσθαι τοῖς μοναχοῖς ἀλλ' ἢ τῶν πατρῶν καὶ ἐγγύου τῶν*

Προσκηνηθήκειον τῆ μονῆ δουλοκρατοῦ...

① A. II. Karjkan, *Ukras. soc. r.*, стр. 101.

② 今日かれの下賜文書は殆んど残されていないが、ハリサモンが、聖帝マヌエルはカノンに反することなく、農民の贈与を行つたと称讃したこと(Canonas, PG, CXXXVII, col. 937. sq.)、ニケタス・ロニアテスが逆に、帝の「濫用」を非難したことを想起した。

③ G. Ostrogorsky, *op. cit.*, p. 31.

④ Cf. P. Charanis, *The monastic properties*, pp. 84-86.

⑤ P. Ostrogorski, *Имущество*, стр. 74/75. 一二二七年ウァタンヌス帝の下賜文書などでは、「国庫の与り知らぬ他処者」の数が全然記されていない。

⑥ Actes de Laura, n.° 9.

⑦ P. Ostrogorski, *там же*, стр. 99; P. Цанкова-Петрова, *Феодалная рента в болгарских землях под византийским владычеством* (ВВ., XIX, 1961), стр. 21-22.

⑧ Nicetas Choniates, *Historia*, pp. 272-3.

2 カリステイキア

条件付きというよりは、むしろ保有農民数に対する国家のコントロール維持に力点が置かれていたアリスモスに比べると、プロノイアには一応の条件が付されていたといえようが、このプロノイアによく似たものにカリステイキア

*zaklúčenie*があつた。最近の研究では、カリステイキアとプロノイアを、ともに中央権力からの下賜だとして、両者の社会的性格の近似を主張するむきが多く、オストロゴルスキーは両者の差異を、プロノイアの公法的性格、カリステイキアの私法的性格に求めている^⑨。だがカリステイキアはアレクシウス帝時代から、多分に公法的なものと化しており、いよいよ両者の近さが感じられるのである。では、カリステイキアとは何であろうか。

これはラテン語の *beneficium* に当る語であるが、通常次の意味で理解されている。即ち、修道院所有者が、だれか(多く俗人)に、自分の修道院を一時的に委託し、庇護を求めらるゝことである。そして、委託をうけたもの(カリステイカリオイ)には、修道院の全収入を受取る権利と修道僧及び建築物を護つていく義務が与えられた。勿論、当の修道院の所有名義には、何の変更も起らないのだから、受託者が享受するのは、一時的な用益権だけであつた。

このように私的契約という性格のカリステイキアは、元々教会組織そのものの内で決定され問題にされていたもので、「修道院の再興・盛飾、受託者の魂の救済」という大

義名分をかざしていた。それは既に偶像破壊時代前に知られていた慣行であったが、十世紀ころからようやく問題化した。というのは、このころ、弱小修道院の庇護を有力修道院に委ねることと並んで、俗人に修道院を委譲することが多くなったからである。例の九九六年新法も、小修道院が度々有力者に授与された旨を報している。また、アンチオケ総主教ヨハネスは、盛んになりつつあるカリステイキアの様子をこう述べている。

皇帝や総主教は、破壊されてしまったり、されかかっている修道院や養老院を俗人貴顕に与えるようになった。それは、はじめ物質的利益のためではなく、復興と盛飾と魂のために行われていた。しかるに、時とともに、敵はこの慣行に毒を入れた。貪欲であり、厭うべき利益への欲望である。外見のよい口実、つまり修道院の適切な一時的委譲を唱えて、かれらは健全な修道院や養老院さえ完全な贈物として与えはじめた。そして更に、最も広大で収入の多いものをさへ与えたのである。^④

かかる濫用は修道院を廃顔に導くものであり、当然、繰返して正常化の決議がなされた。しかし、修道院を保護するという名分をもっているカリステイキアそのものの廃止

は考えられなかったし、また総主教を含めて高位聖職者の中に、この慣行を有利とするものがあつたから、それら決議は殆んど顧みられなかった。^⑤

アレクシウス・コムネノスは、登位後、自己の側近従者に報いるために、修道院に手をかけ、カリステイキアを広汎に行つた。総主教ヨハネスはかなりの誇張をこめていう。今や、あちこちの修道院の問題ではなく、すべてが俗人に与えられた。大小、貧富、男子女子を問わず、二・三の新設修道院を除いて、すべてが与えられたのだ。……殺人的な下賜文書の冒頭には、すでに瀆神が見られるではないか。それは、『朕は、汝に何某の修道院、例えばイエスのそれ、聖母のそれ、或は聖者のそれを、財産・不動産・収入ともども、汝の生けるうち或は二代に亘つて贈与する』というのだ……^⑥

事実、アレクシウス帝は、修道院をいくつかの範疇に分ち、修道院に対する皇帝の自由処分を自明のものとした。オフリダのテオフィラクトスは、だれかに贈られる *κατακόβη* ため土地を没収されたことを歎いている。^⑦しかし、何よりも正しくカリステイキアの本質を知らせてくれるのは、アレクシウス帝が、弟アドリアヌスに、カサンドラ半島を与

えたときの文書であろう。当時、半島の大半がアトスのラウラ修道院の土地であつたがために、ことを聞き及んだ修道士は、今後、皇弟の隷属民（プロイコイ）と見做されるのではないかと恐れ、安堵を要求した。これに答えたのが問題の文書で、それには、所有権については何の変更もなく、ただ同半島からの国税 *tax d'indiction kachaba* が皇弟に委譲されるにすぎないとあつた。これによつて、カリストキアは、所有権ではなくて、用益権、国税徴収権の委譲を伴う条件的保有であることが確認されるのである。^⑧

国家と受託者との関係は、こうして次第に公的なものに向つていくのであるが、この点で、バリサモンが言及するマヌエル・コムネノス帝の二つの勅令が注目されねばならない。十二世紀中葉のこの勅令は、皇帝が教会、修道院に下賜した土地を、カリストキアとして受取らんとする人々に身分的制約を加えたもので、もし問題の土地を受取つたのが元老院議員や将校階層に属さないものであるならば、その土地（カリストキア）は国庫に没収されるべしと定められている^⑨。周知のように、マヌエル帝はプロノイア授与を広汎に行つた人であり、この点を考慮すると、二つの勅令の

意図したところは、カリストキアとプロノイアを関連づけ、皇帝（下賜）——↓教会・修道院（カリストキア）——↓元老院貴族・将校、ないしは皇帝（プロノイア）——↓元老院貴族・軍人という関係を設定しようとするものであつたと思われる。カリストキアはかくしてプロノイアに収斂していったのである。

ところで、受託者と修道院・修道士の関係はどんなであつたらうか。

当然のことながら、受託者は与えられた修道院の収入を増すことに全力をあげた。ミカエル・ブセロスは、受託者としての立場から、「もし私が修道院のために、必要なことを行ふとすれば、牛を買い、葡萄を植え、さらに川の流れを変え、灌漑設備を設けるであろう」といつているが、^⑩ 実際かれは、一修道院を委ねられた時、播種も刈入れも行われていない領地を「改良し、開墾・拡大する」任務に就いたのである。^⑪ こうした経営・収奪は、受託者のもてる現実的な力によつて次第に強化されていった。ヨハネスの言葉を借りるなら、それは、「受託者は修道院を自分の権力下におくと、貪婪な腹を開け、修道院に属するあらゆるも

のを吞込んだ。家屋、土地、家禽その他を、寺院そのものを、さらには僧侶をも自分の所有物と考えるようになった」というようであった。^①ラウラ修道院の僧侶さえ、皇弟

に国税を納めねばならなくなった時には、パロイコイ、言い換えれば「個有の土地をもたず、他人に納税の義務を負うもの」と見做されはしないかと危惧したのである。ギリシャ正教会最大の権威を誇ったラウラ修道院にしてかくの如きとすれば、他はどんなであったことか。修道院創建の書には、度々、「皇帝・総主教・府主教・市民に従わされることなく」、「自立的で自由である」*αὐτοῦστρον καὶ αὐτοεὐρίου καὶ ἐλεύθερον* と記されていたが、カリストイキ

アの慣行と「害悪」は決して止むことがなかったのである。^②要するに、カリストイキアは元来、教会機構内部での私的契約にもとづく修道院委託であったが、次第に国家の修道院財産に対する干渉が強まり、公的な下賜としての性格をもつようになったといえるであろう。それは修道院そのものの権利に変更を加えることはなく、用益権・国家徴収権を受託者に付与するにすぎないはずであったが、現実には、往々、受託者の専横・収奪から修道院の衰微と世俗

封建的土地所有の増大を招来した。国家もまた、この方向を基本的に承認し、カリストイキアとプロノイアの一体化を促進した。

① K. Setton, On the importance of land tenure and agrarian taxation in the Byzantine Empire (Amer. Journ. of Philology, vol. 74, 1953), pp. 245-8; P. Charanis, The monastic properties., p. 72 sq.; I. I. Ливрапу, Вокруг и Византии, стр. 119-28.

② G. Ostrogorsky, Feodalité., pp. 17-9.

③ Jus., III, p. 313. 当時、南伊でもカリストイキアが行われており、アラビヤ人との戦いで戦功のあったものに修道院が与えられた(См. А. И. Канган, Девения и торор., стр. 108.)。修道院同志のカリストイキアは、例えば、タセノンオン修道院と他の二修道院の間に見られ、前者は後者から二〇〇ヘムスメンラを得た。なお、ここではプロノイマの同義語である「オノムン」(*οἰκονομία*)が用いられてゐる。(См. στο же, Αρχαίμη ονομения, стр. 210.)

④ John of Antioche, Oratio de disciplina monastica et de monasteriis laicis non tradendis, PG, CXXXII, col. 1128-32.

⑤ P. Charanis, op. cit., pp. 71-81.

⑥ John of Antioche, ibid., col. 1132: Ἡ βασιλεύσα μου, ἡ περιόχης ἡμῶν, βασιλεύσα σοὶ τῶν δεξιῶν, τῶν δεξιῶν μου……

μετὰ τὰύτων τῶν κτημάτων, ἀκνήντων τε καὶ λοιπῶν πρῶσο-
δίων αὐτῶν, ἐπὶ ὅσῳ σῶφρως οὖν ἢ ἐπὶ ὅσῳ πρῶσοδοῦται.

- ⑦ 分類は *ἐκλύεσθαι, ἐπιδοθεῖσθαι, δωρηθεῖσθαι, κατ' ἐπινοείαν ἢ αἰσχροῦσαν δωθεῖσθαι, δημόσια, πατρισταχικὰ, βασιλικὰ καὶ αὐτοδωροῦσα* 等 (C. P. 43^o cf. D. A. Xanthalos, Beiträge zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte Makedoniens im Mittelalter, München, 1937, S. 32-35).
- ⑧ Theophylacti Bulgariae, Epistolae, PG, CXXXVI, col. 533.
- ⑨ Actes de Laura, n^o 39. (An. 1084f.).
- ⑩ 一・一六三年の宗教会議は「カリスマイキムが贈与するはなほ、貸借の事は凡そ決議せらる(ὅτι δωρεαστικῶν... ἀλλὰ μισθικῶν)」。G. Ostrogorsky, Feodalité, p. 18.
- ⑪ Balsamon, PG, CXXXVII, col. 1012 B: *μη̄ ἐξου ἐπιδοθεῖας τῶν, λαβόντων ἢ ἀκνήντων δωρεὰς ἀκνήντων παρά βασιλέων τραπεζίτην αὐτῶν ἀλλοῦ πτω καθ' αἰωνότητα τρωτων εἰ μὴ εἰς τριδοσθεα ἀπὸ τῆς οὐκείῃτου ἢ τοῦ στρατιωτικῆοι καταβολῶν τυχούσωντα; σλ. Μ. Я. Соломоп, Вступлении попплика Андроника Комнина (ВВ, XII, 1957), стр. 64.*
- ⑫ А. П. Каждан, Андроние огномения, стр. 209.
- ⑬ Г. Г. Динардин, Указ. соч., стр. 121.
- ⑭ John of Antioche, op. cit., col. 1140.
- ⑮ Cf. L. Brehier, Les institutions de l'empire byzantin, Paris, 1949, pp. 551-7; П. Г. Динардин, Указ. соч. стр. 127.

3 プロノイア

最後に、我々はビザンツの最も代表的な条件的保有の形態としてプロノイアを検討することにしよう。

(1) プロノイア下賜 オストロゴルスキーによって、新しい照明を当てられてこの方、非常に激しい論議の的になつてきたプロノイア(Прѳнои́а、字義上は世話)とは一体、何であらうか。オストロゴルスキーのいうような、西欧の封土にも似た、ビザンツ封建制の最も本質的な要素の一つであらうか、それとも、ルメルルのいう如く、軍事奉仕とは無関係な、プロレタリアートへの土地貸与にすぎぬものであらうか。今の我々には、残念ながら、こうした問題を本格的に論ずる能力も余裕もない。しかし、ここでは、一・三の修正を加えつつ、オストロゴルスキーの説を支持しておきたいと思う。かれはビザンツの内的発展の中で、プロノイアを次のように理解している。

十一世紀中葉以降、ビザンツ内政の重要問題は、軍事力の衰微と財政状態の悪化に、どう対処するかであったが、当時、大土地所有に立脚した属州軍事貴族が急速に成長しており、かれらの独立を防ぐことは、もはや不可能であつ

た。そこで、国家は大土地所有原理の勝利を認め、かれらに土地下賜を行うとともに、それに軍事奉仕の条件を付した。これがプロノイアである。軍事力を増強するには、傭兵を用いるという手もあるが、それは国庫の窮状を一層深刻にする。教会・修道院等から兵士を徴発することもできようが、それは軽装歩兵ゴサイでしかありえない。結局、残された道はひとつ、世俗大所領主を中核にしたプロノイア軍、つまり重装騎兵の封建軍隊を創設することであった。プロノイア保有者は、マケドニア朝のストラチオーテースとは違って、自ら耕作に当ることがなく、隸屬農民ゴイコイとなったプロノイア住民を労働させていた封建領主であった。はじめ、その保有は一代限りであったが、パレオロゴス朝時代(963—1453)には世襲化が進行し、イムニテート特権の拡大、パロイコイの農奴化とともに、ビザンツ封建制は、皇帝↓パロイコイの農奴化とともに、ビザンツ封建制は、皇帝↓プロノイア保有者(↓パロイコイ)という形を整えていった。^①

以上がオストロゴルスキー説の概要であるが、この基本線は一応正しいものだと思う。しかし明らかに修正を要する点も認められる。プロノイアの起源について、それは土地(保有権)の下賜ではなくて、アリスモス、カリストイキ

アの場合と同様に、一定額の国税、徴収権の下賜とせねばならないこと、従って、プロノイア保有者と住民(史料にはパロイコイとある)の関係を、必然的に隸屬関係と見ることは早計であることなどがそれである。要するに、我々はプロノイアを次のように理解したいと思っている。即ち、それは、法律的には、決して所有を構成するものではなかった。讓渡・売却の対象になることも許されなかつた。にもかかわらず、多くの場合、それは實際上、「封建的土地所有形態」の一つとなっており、地代の権利から出発して、幾つかの要素を統合し、次第にバトリモニアルなものへと発展していったのである。勿論、それは西ヨーロッパに認められるが如き、満足なレーン制を構築するものではなくて、皇帝の恩賞行為という、公法的でフィスカルな性格を多分にもつていたのであるが、次第々々に私的で人格的な関係、つまりフェオダルなものに進んでいった。

それでは次に、プロノイアの具体的内容を見ることにしよう。

十一・二世紀のプロノイア関係の史料は、数も少く、内容も曖昧で理解に苦しむことが多いが、土地をはじめとし

て、海、魚釣場など、収入源 *revenue-yielding property* と見ればよいだろう。記述史料には、例えば、「ミカエル七世は）饑飢の際にも、貴族や国民に対し、国庫や他のプロノイアから何も与えようとしなかった」^④「*οὐδὲν ἐκ τῶν βασιλικῶν θησαυρῶν ἤ τῆς ἀλλοτρίας πρῶνας* とか、「(アレクシウス・コムネノスは)陸や海からプロノイアを割当ててやった」^④
ἐπιτοῖς γὰρ ἀποβάλλοτο τὰς ἀπὸ τῆς καὶ βασιλείας αὐτοῦ πρῶνας とかといった形で用いられており、いづれも収入源を意味している。これに比べると、十三世紀はじめの一文書は実に明瞭にプロノイアの内容を知らせてくれる。そこには、「川の権利をプロノイアとして持てるもの」*ἐργοντ ἐπὶ πρῶνας τὰ δίκαια τῶν ποταμῶν* が登場し、魚釣料 *βιβάτια* を徴収しているのである。明らかに、魚釣料への権利がプロノイアの内容であった。

プロノイア下賜には、通常、軍事奉仕が条件になっていたといわれているが、このように、何らかの奉仕とひきかえに、一時的に収入源を委譲することは、カリストキアに見られたように、ビザンツではよく行われたことであった。プロノイアも、従って、その手続の上では決つて目

新しいものではなく、『徴税要綱』に記載された年金給付の一形態を先駆としていた。ロギシモン・ソレムニオン・アウトウルギアと呼ばれるものである。それは、簡単にいうと、国庫から直々に一定額の年金を支給するのとは違つて、年金受贈者に対して、自由村落の負担する国税の全部或は一部をふりかえてやるというものである。ここでは年金給付の対象が、専ら修道院、教会など (*ἐκκλησίαι κτλ.*) に限られ、俗人の場合は考慮されていない。しかし、ともかくも、かれらは今後、徴税官吏を介することなく、直接、農民から一定額の国税を受取ることになつたわけで、この点ではプロノイアと少しも異ならなかつた。

プロノイア下賜は、十一世紀中葉から次第に多くなり、当時の宰相ニケフォリツェスは、「頭職とプロノイアの授与をほしのままにした」*καὶ τὰς τιμὰς καὶ τὰς πρῶνας οἷς ἐποιήθητο Χαλκιδεῖνος* といわれている。そして、アレクシウス一世の登局とともに、プロノイア下賜は新しい意義を帯びて行われるようになった。かれは一族功臣に報いるため、カリストキアや土地下賜を広く行い、有力貴族ニケフォロス・メリセノス、テオドロス・ガウラスには各々テサロ

ニケ、トラペズンド市を委ねるなど、帝国支配に新基軸をうち出していたが、さらに軍事力増強の意図をもってプロノイア下賜をはじめた。今日、かれの治世年間のプロノイア下賜を、文書で確認することはできないが、それでも、かれの死んだ翌年、一一一九年には、「プロノイアとして土地を保有するストラチオタイ」 *τοὺς εἰς τὴν πόλιν ἐξουσιούχους* 三人が史料に登場する。また、史家コニアテスも、マヌエル・コムネノスの先帝、つまりアレクシウス一世、ヨハネ二世の時代から、この慣行がはじめられたことを認めている。ただ、それは「敵を繰返し粉砕したものに對して」行われたのであつて、「ほんにたま」のことであつた。しかるに、マヌエル帝時代になると、この稀であるべきことが濫用され、コニアテスの怒りを買ってしまった。同帝は、周知のように親西欧政策をとつており、西方人としてイタリア人の軍隊編入ともからんで、プロノイア下賜を一般化したからである。コニアテスはいう。

ローマ人のもとにも、兵士 *στρατιώται* に俸給を支払うという慣行があつた……ところが、皇帝マヌエルは兵士の俸給に充てられるべき金をすべて金庫にしまい込み、軍隊の渴きを所謂

農民の贈与で愈した。かれは先帝の発明したやり方を採用したのだが、先帝がほんにたまに行つていたことを濫用したのだ。これまで国家を主人にしていた屬州住民は、今、飽くことなき兵士の圧迫に苦しんでいる。……だれもが軍隊入りを望んだ。かれらは兵士募集の前に立つた。その際、贈物としてベルシヤ産の馬をもつていたり、金貨数枚を納めたりすれば、無審査で軍隊に入れられ、その上、灌漑された土地・肥沃な農地・奴隸かわりの納税義務のあるローマ人を割当ててくれる皇帝文書 *βασιλικὴ πρόχειρη* をうけとつた。そのため、尊敬すべきローマ人は、奴隸のように軍人に仕えねばならず、租税 *σοφοὺς* を支払らねばならなかつた。

実際、マヌエル帝はイタリア人へのプロノイア下賜を広く行つており、それは *τεύματα* と訳されていた。また、かれの治世年間の一一六二年には、パンクラテイオスなるものがプロノイアを保有して *τοὺς προδότην τοὺς εἰς τὴν πόλιν κατεχόμενον τὰν τῶν κληρῶν ἱερουργῶν* ラウラ修道院と係争をひき起している。

マヌエル帝のこうした政策は、次のアンドロニコス二世コムネノスによつて一時、全面的に修正をうけた。だが、

そのアンドロニコスが廃位された後は、イサイアク二世、アレクシウス三世アンゲロスによって再び採用された。殊に、篡奪によって王位についた後者の場合、プロノイアという特権の下賜は、避くべからざるものであった。「王位につくのを助けてくれたものに寵愛の意を表わし、かれらの熱意に報いる気持から」、かれは収入の多い土地 *ἴσθα κληρονομία* と国税 *ἐπιπολιτικὸν εὐσεβειῶδες* を法外に贈ったといわれており、それは「欠点の多いもの」にも行われた。^⑭ かれはまた、ジェノアの海賊ケファラスを奉仕にひき入れるため、かれに對し、現在の兵士の七倍のものを給養しうるだけ、「ローマの土地」を与えていた。^⑮

残された少数の關係史料によつて、十一・二世紀のプロノイアの歴史を描くと、大体、右のようであるが、ここから二つの問題を指摘できようと思う。一つは、プロノイア下賜が單なる好意を越えて、次第に國家の必要、とくに軍事力を充足せしむる重要なものとなり、軍事的プロノイアの形を明確にしてきたことであり、他は、国税徴収權の下賜という原則には変りがないが、より広い意味で土地の保有權が認められつつあったということである。後日の史

料に、プロノイア(オイコノミア)下賜が国税徴収權に先行している事例があるが、これなどはプロノイアそれ自体の發展によるものと理解されねばならない。^⑯

軍事的プロノイアは、十三世紀に入ると、益々はつきりした形をとるようになった。スミルナ近郊にプロノイアを得たシュルガレウス *Συρραφῆς-Sir Henri* は、ビザンツ皇帝に奉仕するラテン人騎士 *οἱ Λατῖνοι κληρονομάρχαι* であり、テサロニケ北方にあつたシュル・マヌエル・メソボタミタも同じく騎士身分であつた。^⑰ また、エウボイア島を与えられたイタリヤ人リカリオには、二〇〇人の騎士を以つて皇帝に仕えるべしとの條件があつた。^⑱ 勿論、軍事的プロノイアを受取つたのは、こうしたラテン人だけではなくて、ギリシヤ人もあつた。そして、かれらには、軍事奉仕と考えられる「ドゥレイア」(*δουλεία*、義務)が付されてゐた。十四世紀前半の記録には、軍にあつてプロノイアをうけ、兵役を課せられてゐるもの *οἱ ἀποστρατημένοι στρατιῶται, συναρμολογεῖναι δὲ εἰς τὰς κυρσεῖς τῶν ἀλλοτρίων κατ' ἐξουσίαν ἀνομοιτικῶν δουλειῶν ἐκδουμένῶν* や、逆に義務を免除されたもの *ἀνεκδουλεῖται* が見えてゐるし、セラに一〇、一一ヘルベル

のプロノイアを与えられたストラチオータイは次のように誓った。「我々の子や相続人は、我々と同様、定められた義務を果すでありませう」と。^⑧

ところで、これら軍事的プロノイアの保有者は果して大土地所有者なのであろうか。一般に認められているように、かれらは直接生産者＝農兵ではなくて、パロイコイを使役し、収奪を行っている領主的存在である。しかし、かれらの中には、「ドュナトイ」につながる世襲の大所領主に近いものもあれば、マケドニア朝時代の兵士ストラチオータイスに近いものもあった。オストロゴルスキーは、十二世紀ころには、「ストラチオーテース」は単なる兵士ではなくて将校を指示する語になっていたのだと解しているが、かつての兵士の残っていることはよく知られていることである。従って、プロノイア保有者が悉く、有力者・大所領主であることを見ることには慎重であらねばなるまい。史料上、かれらの身分を確定することは不可能に近いが、どちらかといえば、大所領主よりも富裕兵士、将校クラスに属していたものが多いと思われる。かれらは、ユニアテスのいう「敵を繰返し粉碎したもの」であり、一二七二年ミカエル八世ペレオロ

ゴスの勅令にある「兵役において功勞のあつたもの」である。ミカエル帝の勅令はこう述べている。

もしストラチオーテースが、その兵役において功勞のある *zōlogos* *ou* *ty* *trapezita* ことが明らかになれば、かれは汝(皇帝)で共治者のアンドロニコス——筆者)から報われるべきであり、自分のオイコノミアに二四乃至三六ヒュベルラの追加をうけるべきである。それ以上の報いに値するものがあれば、汝は、それが朕によって行われるべく、奏上せねばならぬ。(プロノイアの追加は)プロノイアの減少によって、ストラチオーテースの減少が起らないようにするため、持ち主のなくなったプロノイアからなされてはならぬ。また国庫 *Basilikon thesaurion* からならない。それはローマ人に対する分配と給料のために保存されねばならぬからである。従って、報いは出来ることなら、国税台帳の余分からか、盗みによって不法に所持されているものの取戻しから行われるべきである。他方、兵役にて功勞の認められぬものあらば、汝は彼を正しく教育するか、かれに代えて、そのオイコノミアにふさわしい他のストラチオーテースを用いるかすべし。^⑨

ここでは、軍事奉仕とひきかえに、一定の国税への権利が与えられる旨、強調されており、それ相応の奉仕を履行

しない場合には、プロノイアの没収もあり得たのである。プロノイアの本質はこの勅令において、最も詳しくにされているといえるであろう。

プロノイア下賜は、こうして、軍事的奉仕が主要なものとなつたが、民事的奉仕にも応えていた。とくにマヌエル帝時代には、官吏アノシに対する俸給の支払が、国庫からの直接的支給ではなくて、特定地域からのロギシモン・ソレムニオンという形をとることが多く、官吏はその土地に対する経済的支配・管理権を掌握していたといわれている。マヌエル帝のこの措置は、後継者アンドロニコスの志向した中央集権の強化政策とは逆の方向を指すものであった^②。この他、プロノイア保有者として、史料には女性や修道院、教会、教会管理者など、軍事奉仕と直接に関係のないものが見えている。おそらく、その *dimities* について、下賜をうけたものであろう^③。

結局、プロノイア下賜は皇帝による恩賞行為の形をとっているが、これに幾つかの条件、例えば、軍事奉仕、一時的保有などが付与せられた結果、完全な所有を許した下賜とは違った意味において皇帝と臣民を結ぶ重要な紐帯とな

っていたと考えられる。それは決してレオン制の如きものではないが、丁度イスラーム社会のイクタ(Iktā)がそうであつたように、皇帝と特定臣民の間に、一種のクリエンテールを構成するものであることは確かだつた^④。

(2) パロイキア プロノイアの住民は、史料上パロイコイ(隸屬農民)と呼ばれているが、かれらとプロノイア保有者との関係はどうであつたか。プロノイアは、厳密にいえば、一定額の国税に対する権利であつて、実際の土地への権利ではなかつた。一代限りのプロノイアも、世襲のプロノイアも、この点では同様で、土地は常に国家に結びついたものと理解されていた^⑤。従つて、P・カラニスが、右の事情をふまえて、次のようにいつているのは正しいことである。プロノイア住民(パロイコイ)は自分の土地所有権に何の影響も受けることはなく、これまで国庫に納めていた国税をプロノイア保有者に納めるだけで、人格的に隸属することはあり得なかつた。かれらは新しい「主人」に、住民同志の土地係争を裁いてもらい、また外部のものへの侵入を防いでもらうだけであつた^⑥。

しかし、これはあくまでも法律的関点に立つた場合のこ

とで、実際には、そうでないことが多かったと思われる。住民同志の係争の裁決、外部侵入者からの保護ということ自体すでに、プロノイア保有者が国税徴収権以上のものをもつていたことを示しているのではないか。シュルガレスは付近のレンヴィオティサ修道院と争つて、法廷に立っているが、それは「自分と自分のパロイコイのため」*παροίκοι, τὴ παροίκοι καὶ παροίκοι τῶν παροίκων αὐτῶν* であつた。^④ 本来、自由

であるべき住民の土地売却に、プロノイア保有者の許可が必要とされることもあり、ある場合などは、かれがパロイコイであつたという理由で、売却が無効にされているのである。^⑤ 我々はコニアテスと総主教ヨハネスの言葉を想起しよう。コニアテスはいつた。

軍人たちは、住民から金子を最後まで取上げるし、それでもまだやめず、最後の一枚のシャツを取上げた。時には、住民の最も大切にしているものをも奪い去つた……その結果、尊敬すべきローマ人は奴隸のように、軍人に仕えなければならなかつた。^⑥

総主教ヨハネスも同じように言っている。「アルコンは自分に仕えているものを使って、自由な細民を圧迫し、後に

は細民への妙な思いやりから、すべての財産とともに、かれの自由をも奪い、かれを奴隸のようにしてしまつた」^⑦。勿論、この言葉をそのまま信用することはできないが、それでも、私的領主の収奪が法律の枠を越えて行われたことは想像に難くないのである。

十三世紀後半からは、プロノイアの世襲化 *κατὰ λόγῳ παροίκων* → *κατὰ λόγῳ γυναικῶντος, κατὰ λόγῳ δευτέρου* が多くなり、プロノイア保有者の財政特権拡大とともに、プロノイアそのものがパトリモニアル的になつていった。そして、国家権力を排除した支配が行われることも多くなつた。史料はそれを伝えるのに、*κατακατείνη ἰδίᾳ τῆ καὶ κατὰ ἀπὸ τοῦ κατακατείνου; ἐπαρῆν καὶ κατακατείνου; ἀρξεν* などの表現を以つてしている。^⑧ こうした状態で、プロノイア住民はどこまで自由であつただろうか。プロノイア関係には度々、「誰々に租税を支払っているパロイコイ云々」という私的保護関係の表現が用いられているが、この私的保護関係の強化こそ後期ビザンツの基本の趨勢であつた。初期の段階ではプロノイアと密着の度合の弱かつたプロノイア保有者が、次第に密着を進め、所謂

在地化したとき、プロノイアと他の一般の大所領とは殆んど差異をもたなくなつた。勿論、プロノイアには大小があるから、すべてが均しく封建所領的構造をもつたなどとは言えないが、程度の差こそあれ、経済的に従属し、人格的にもさうなりつつあるプロノイアの労働によつて、経営の行われていたことは確かである。こうしたプロノイアの歴史の見通しに立った時、我々は十一・十二世紀がその発展の踏み台になつていたことを理解する必要がある。

- ① G. Ostrogorsky, *Féodalité*, p. 27 sq.; id. *Histoire de l'Etat byzantin*, Paris, 1956, pp. 390-3.
- ② Cf. P. Charanis, On the social structure and economic organization of the Byzantine Empire in the thirteenth century after (*Byzantinoslavica*, XII, 1951), pp. 131-4, 142; A. П. Каждан, *Алгебрные отношения*, стр. 202, ср.
- ③ Michael Attalioia, *Historia*, p. 211.
- ④ Anna Comnène, *Alexiade*, II, p. 292. (éd. B. Leib, Paris, 1945)
- ⑤ MM., IV, p. 239; P. Charanis, *The monastic properties*, p. 88. これはカンノーホトメトスに於けるモノタチノキョーナスに於ける、かれは *bestarites* の位に於ける、單なる兵士に於ける位に於ける。
- ⑥ F. Dölger, *Beiträge zur Geschichte der byzantinischen*

Finanzverwaltung, Leipzig, 1927. (Neudruck, Darmstadt, 1960), S. 117, 38-118, 3.

- ⑦ Michael Attalioia, op. cit., pp. 200-1.
- ⑧ Anna Comnène, op. cit., I, p. 89; II, p. 151.
- ⑨ Actes de Laura, n° 57.; cf. G. Ostrogorsky, *Féodalité*, p. 34.
- ⑩ Nicetas Choniates, *Historiae*, pp. 272-3. この記事は縮譯して扱へる一写本には、ヤヌスル帝の行つたことは “*τὰ τοῖς στρατιώταις δίδουσα ἀσπίδα περιούφως, δωρεὰς παραίτου τοῖς στρατιώταις ἐξελ τὰ ἱκανὰ κυνοῦραυα*” とある。これは「兵士に關涉したものをたゞ贈るに過ぎぬ」。P. Lemerle, *Recherches sur le régime agraire à Byzance*, p. 272, n° 46.
- ⑪ et de toto feudo quod et Mannel quondam defunctus Imperator dedit patri mes; cf. P. Charanis, *The monastic properties*, p. 91.
- ⑫ Actes de Laura, n° 57. これはモノタチノキョーナスに於ける、三人のモノタチノキョータイが保有してつたものである。
- ⑬ Nicetas Choniates, op. cit., pp. 598-9.
- ⑭ Ibid., p. 637; см. М. Я. Сюзюков, *Внутренняя политика Андроника Комнина*, стр. 73-4.
- ⑮ 卷之四 A. Guillou, *Les Archives de St-JeanProdrôme*, Paris, 1955, n° 6 (an. 1313) 及び *hétairieiarque Jean Panaretos* が、先づ皇帝から与えられたキョーノマンに於て、三〇二

キヤニニヲを徴取したるに許可を求めし事。

- ⑨ MML, IV, pp. 39-42.
- ⑩ A. П. Каздан, Указ. сод., стр. 213-4.
- ⑪ P. Charanis, On the social structure., pp. 106, 131.
- ⑫ MM., VI, p. 81.
- ⑬ P. Lemerle, Actes de Kutilimus, Paris, 1945, n° 20.
- ⑭ A. Heisenberg, Aus Geschichte u. Literature der Palaiologenzzeit (Stz. Bayer. Akad. Wiss., Phil.-Hist. Kl., 1920, H. 10), S. 40-41.
- ⑮ Cf. Nicetas Choniates, op. cit., p. 429. トムズニキクノ行政改革の第一は、風州統治にマンローンを復活したことを有力名門貴族を任命して、四〇—八〇銀の俸給を支給した。
- ⑯ A. П. Каздан, Рецензия на «Féodalité...» Г. Осиповского (ВВ., X, 1956), стр. 222-4. 非軍事的職業のものが軍事義務を課せられることもあった。教会・修道院からは輕裝歩兵が徵發されたし、ブカイフ公団のギリシヤ人聖職者は封土(τὰ εἶε, τροφὸν)と史料にはある)に見合った軍事奉仕を行わねばならなかった。市民も、ブローノイブをもつたものは、軍事奉仕の義務があった。(См. Б. Т. Горюнов, Преупрежденнически феодализм, стр. 39-42, 116.)
- ⑰ イクタ制も出发点は特定地域に対する国家の財政権 (les droits fiscaux de l'état) の譲渡であるが、イクタとイクタ保有者の密着が進むにつれて、国家大権(司法・行政)の実質的占取が行われ、農民の従属化が見られるようになった。C. Cahen, L'évolution social du monde musulman jusqu'au

XII^e siècle (Cahiers de Civilisation Médiévale, II, 1959), p. 44. sq.

- ⑱ MML, IV, 199 : μη ἀφείκευ τοὺς ὑποτακτοὺς περιόψεω τὰ τραπεζῶν κατεχόμενα τῶν τοῦσ κατὰ λόγου τροφῶν ἐγούρας ἀντὶ, ὡς ὑπὸ τῆν τοῦ δημοσίου χρήμα ἀεὶ τὸτε τελοῦνται.
- ⑲ P. Charanis, op. cit., p. 142.
- ⑳ Г. Осиповский, Имягитер., стр. 100.
- ㉑ A. П. Каздан, Архивные описания, стр. 216-7.
- ㉒ Nicetas Choniates, op. cit., p. 272, sq.
- ㉓ John of Antioche, Oratio, col. 1137-40.
- ㉔ Б. Т. Горюнов, Указ. сод., стр. 101-3.

む す び

以上に述べてきたことを要約して、むすびとしよう。

聖俗貴族の大土地所有の發達、小土地所有農民の衰微という内的条件に加えて、新たに十字軍を介して、封建西欧と接触をもつた十一・十二世紀のビザンツにおいては、所謂封建化の現象が著しく促進された。この期にあたり、国家は修道院、教会、世俗貴族などを遇するに好意を以つてし、土地や農民の贈与、国税収入の委譲を行った。それは単なる好意としてではなくて、国家の必要、とくに軍事の問題

に解決をもたらすべきものとしてであった。ただ、特権としての国税収入の譲渡は、国家権力の弱小化にあたって、国家の羈絆からの離脱、自立所領 *apanages autonomes* の形成、さらには国家の瓦解に進む傾向があり——実際そうであった——、国家はこれに厳しいコントロールを必要とした。下賜の内容は国税徴収権であつて、それ以上のものではないというのがその制限の根本であつた。我々は「条件的保有」をこの点において理解し、アリスモス、カリステイキア及びプロノイアを見た。アリスモスとは、一定数のパロイコイの贈与であつて、「国家の与り知らない非課税農民」の場合はともかくとして、国家に直結したパロイコイの場合には、かれらの負担した国税が私的領主、修道院に委譲された。国家は労働力の喪失を食いとめるため、それら領主の保有農民数を制限し、余分なものは国家に戻すよう要求した。教会、修道院に対するコムネノス朝皇帝の態度は、別段、アンチとはいえないが、世俗貴族とくに軍事階層に対する関心は強く、それがカリステイキア、プロノイアとなつて結晶した。修道院財産の世俗化と、それに伴う利益権、国税徴収権の委譲がカリステイキアと呼ば

れるものである。元来、それは教会組織自体の問題で、修道院の復興・盛飾を意図して行われていたのであるが、アレクシウス帝が自己の従者に報いるために、これを利用してからは、国家権力による下賜の一形態と化し、プロノイアと接近した。カリステイカリオイたるべきものも、元老院或は軍隊に勤めるものに限定され、下賜は条件的性格をそなえていつた。プロノイアは、ふつう軍事奉仕を行うことを条件にして、或いは行つたことについて与えられる一定地域からの国税収入で、原則として終身のものであつた。譲渡・売却は勿論許されず、国家から没収されることもあり得たが、實際上、プロノイア保有者の権利は国税徴収権を越えることが多かつたのである。

こうした特権所有者と農民の関係は、原則的には一般の大所領主と隸属農民のそれとは異なるはずであつた。特権所有者は国税収入を受領するだけで、農民の(土地)所有権そのものには変化が生じないからである。にもかかわらず、実質的には特権所有者の力によつて、領主—農民関係が形成されており、末期ビザンツには、その傾向が支配的となつた。国税徴収権から出発しながら、私的保護関係を強め、

農民支配にまで権力を拡大したのである。ここに、条件的保有の理論と現実の相違と見ることができであろう。しばしば、「ビザンツ封建制」はアウトプラギア（自発的徴税権）において構成されるといわれるが、この点からするならば、「条件的土地保有」は重要な意味をもつものといわね

ばならない。地域的な特殊性、史料の例外性などの問題もあろうが、現在我々のおかれているドキュメンテーションの状態では、これについて一切云々することが許されず、それは今後に残された課題となった。

（京都大学大学院学生）

and silk mainly in relation to the state finance, as a basic operation to study the characteristic of the commerce in *Sung* and its importance in the Chinese history. In the northern *Sung* dynasty, a great deal of texture, especially silk, was paid to the national treasury every year. In this article at first we will analyse its sort, productive process, and use, showing its importance in the national treasury, then referring to the activity of merchants connected with the then collecting system which was characteristic of this era, by investigating the collecting system, *Huo-mai* 和買.

“Les propriétés conditionnelles” à Byzance

par

Haruyasu Yoneda

En parlant de la “féodalité byzantine”, nous devons signaler qu’il ne s’agit pas de la féodalité dans le sens strict du mot. Byzance, qui a maintenu les appareils bureaucratiques centralisés et les idées d’intérêt public jusqu’au dernier jour de son existence, n’a pas connu le lien de la fidélité mutuelle entre le souverain et ses vassaux comme l’Occident. Néanmoins, aux XI—XII^e siècles de Byzance, dont la caractéristique essentielle était le développement de la grande propriété foncière et l’asservissement de la paysannerie, il y a eu certaines “propriétés conditionnelles” valables pour combiner les grands propriétaires (laïques et aussi ecclésiastiques) au pouvoir central et pour contrôler celles-là de la part des empereurs. Ce sont, à mon avis, les “pronoia”, “kharistikion” et “arithmos”. Ce sont, réellement, plutôt la faveur des empereurs que les fiefs typiques de l’Occident. Le contenu de ces “propriétés conditionnelles” était, bref, la donation des paysans ou des revenus fiscaux dont les nombres étaient strictement fixés. La théorie n’a pas permis de créer la relation de la servitude (paroikia) entre les bénéficiaires et les paysans habitants les territoires confiés. Mais, pratiquement, une chose semblable n’était pas possible.

Dans cet article, j’ai essayé d’examiner la signification et l’état

actuel des trois formes des “propriétés conditionnelles”.

Conservatism in Benjamin Disraeli

by

Kenji Muraoka

In this paper I want to throw a light upon the history of the 19th century England from a less familiar point of view in this country. As is well known, the bourgeoisie carrying the Industrial Revolution is said to have created Victorian Liberalism. I am not intended to deny and challenge this generalization, but to call attention to an opposite political force working against bourgeois Liberalism. This is Conservatism of landed aristocracy and if we neglect this phase of the society, the landscape of Victorian England will not fully be drawn.

During this period of bourgeois supremacy, the traditional tory party, though it changed its name into Conservative at the middle of the thirties, not only continued to exist but also positively applied itself to the new political circumstances of capitalization and since the end of the 19th century has overcome Liberal party and grown up a powerful force rivaling the new Labour party. Therefore it could be permissible to conclude that Conservatism might be more flexible than Liberalism in the historical climate of England.

Benjamin Disraeli was born in 1804 and it was he who had led Conservative party since the Repeal of Corn Laws in 1846. Indeed it was very difficult for him to lead this defeated and unpopular party. But in the last half of the century when we find the transition of historical situation from aristocracy to democracy, he at length succeeded in turning his party into a popular and democratic one. However, how and why could he lead his party and bring this successful result? To answer this question is the purpose of the paper.